一　指定を受けた者
　氏　名　マーク・ウィリアム・デヴェノ
　生年月日　千九百七十四年七月十八日
　国　籍　アメリカ合衆国
　原資格国　アメリカ合衆国ニューヨーク州
二　指定をした特定外国法
　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるものアメリカ合衆国コネティカット州において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第四百七十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年九月十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　フレデリック・フェイトォ・チェン
生年月日　千九百七十四年五月十日
国　籍　連合王国

○法務省告示第四百七十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十二年九月十四日

法務大臣　千葉　景子

○外務省告示第四百十二号

平成二十一年七月十四日にブラジリアで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がブラジル連邦共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十二年八月十三日に効力を生じた。

平成二十二年九月十四日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、ブラジル連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とブラジル連邦共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百六億三千四百万円（二〇、六三四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）1欄に掲げる事業計画をブラジル連邦共和国の関係法令に従ってブラジル連邦共和国において実施することを目的として、各事業計画につき付表3欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、付表2欄に掲げるサンパウロ州上下水道会社及びサンタ・カタリーナ州上下水道会社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、なかんずく付表4欄、付表5欄及び付表6欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約の各々は、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る付表1欄に掲げる事業計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　付表6欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

一　指定を受けた者
　氏　名　フレデリック・フェイトォ・チェン
　生年月日　千九百七十四年五月十日
　国　籍　連合王国
　原資格国　連合王国
二　指定をした特定外国法
　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるものアメリカ合衆国カリフォルニア州において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第四百七十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オランダ王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年九月十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　セバスティアン・ヨハネス・フランシスクス・ファンハルダー
生年月日　千九百八十一年十一月二十四日
国　籍　オランダ王国

3　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、ブラジル連邦共和国政府によって保証される。ただし、保証の承認のためのブラジルの国内手続の完了を条件とする。

4　(1)　借款は、ブラジルの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表1欄に掲げる事業計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、付表1欄に掲げる事業計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　4(1)に規定する生産物又は役務は、ＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達される。

6　両政府は、それぞれの国の関係法令の範囲内で、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、両国の海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してブラジル連邦共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、外国人についてのブラジルの関係法令に基づき、作業の遂行のためブラジル連邦共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　ブラジル連邦共和国政府は、借入人が借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してブラジル連邦共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税の支払の義務を負うことを確保するために必要な措置をとる。

9　ブラジル連邦共和国政府は、借入人が次の義務に従うことを確保するために必要な措置をとる。

(1)　借款が適正にかつ専ら付表1欄に掲げる事業計画のために使用されること。

(2)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、付表1欄に掲げる事業計画の実施に従事する者及びブラジル連邦共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(3)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

10　ブラジル連邦共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、付表1欄に掲げる事業計画の進捗状況についての情報及び資料を提供する。

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

12　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本官は、前記の了解がブラジル連邦共和国政府にとって受諾可能な場合には、この書簡及び前記の了解をブラジル連邦共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その本文が閣下の返簡の日付の日に真正かつ最終的なものとなること並びにその合意がブラジルの上院が2(1)に規定する借款契約及び3に規定する保証を承認した旨のブラジル連邦共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した時に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年七月十四日にブラジリアで

ブラジル連邦共和国駐在
日本国臨時代理大使　新井辰夫

ブラジル連邦共和国
外務大臣　セルソ・ルイス・ヌーネス・アモリン閣下